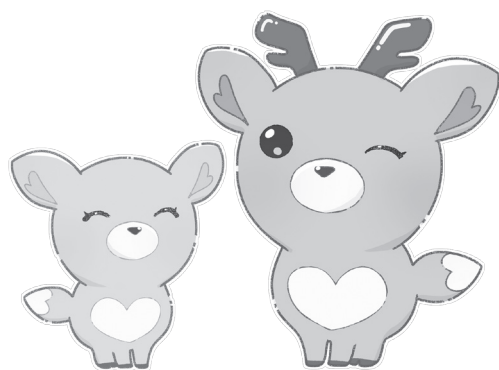
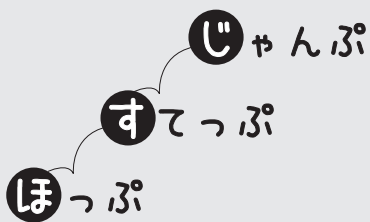


ひとり親家庭のための応援ガイドブック

じゅんぷ
すてっぷ
ほっぷ



釧路市こども保健部



◎ひとり親家庭とは

ひとり親家庭とは、次のいずれかに該当する方が、20歳未満の子どもを扶養している家庭をいいます。

- 配偶者が死亡した方
- 配偶者と離婚した方
- 配偶者の生死が不明な方
- 配偶者から遺棄されている方
- 配偶者が外国にいるか、拘禁されているため、その扶養を受けられない方
- 配偶者が精神または身体の障がいにより働けないため、その扶養を受けられない方
- 結婚によらないで母(父)となった方

◎寡婦とは

かつて、母子家庭の母であった方で、現在、お子さんが成人し、かつ、配偶者のいない状況にある方をいいます。

※ この「ガイドブック」中の母子家庭・父子家庭・寡婦とは母子及び父子並びに寡婦福祉法によるものです。



エゾシカをイメージした、釧路市の子育てを応援する「釧路市子ども家庭センター事業」のキャラクターです。

ひとり親家庭の子育ても、さまざまな機関が連携しながらサポートします。釧路市子ども家庭センター事業については、10ページをご覧ください。

目次

◎ ひとり親家庭とは

◎ 寡婦とは

ほっぷ

I. 今までの生活が変わるとき 3

1. 親の心の整理 3
2. こどもへの心くばり 3
3. ときには子育てを離れ気分転換を 3
 - DV
 - ストーカー行為
 - 児童虐待

II. 自立に向かって 4

離婚 4

(1) 離婚の種類

- 協議離婚
- 調停離婚
- 審判離婚
- 裁判離婚

(2) 離婚問題Q & A

- Q 1. 離婚した場合に利用できる制度について、どこで教えてもらえますか？
- Q 2. 離婚によって、姓はどうなりますか。
- Q 3. 離婚後のこどもの親権について、教えてください。
- Q 4. 養育費の額は、どのような基準で決められますか。

養育費や親子交流の取り決めをしましょう
養育費の取り決めは書面で

(3) 手続き案内や相談できる機関

- 釧路家庭裁判所
- 釧路弁護士会法律相談センター
- 法テラス釧路
- 釧路市役所市民協働推進課
- 釧路市男女平等参画センターふらっと
- 公証人役場
- 釧路母子家庭等就業・自立支援センター

法律相談機関の利用方法・手続・制度について 6

- 家庭裁判所の利用方法
- 家庭裁判所で行う手続
- 法テラスの利用方法
- 民事法律扶助制度について
- 債務整理の方法に関すること

すてっぷ

III. 困ったときの相談は 9

1. こども支援課には、
母子・父子自立支援員、女性相談支援員、
家庭相談員がいます。
2. 地域には、
民生委員・児童委員、主任児童委員がいます。
3. 自分だけで悩まないで相談してください
● 相談窓口一覧

じゅんぷ

IV. 手当・年金 12

1. 年金について
 - 国民年金
 - 遺族基礎年金
 - 遺族厚生年金
 - 分割年金制度
2. 児童扶養手当について
3. 児童手当について
4. 特別児童扶養手当について
5. 災害遺児手当について

V. 子育て支援・家事支援 15

1. ひとり親家庭等日常生活支援事業
2. 子育て短期支援事業
 - (1) ショートステイ
 - (2) トワイライトステイ
3. 育児支援家庭訪問事業
4. 釧路市ファミリー・サポート・センター事業
5. 釧路市子育て支援センター

- 6. 保育所(園)等
 - 認可外保育施設
 - 認可保育施設
 - 特別保育事業(サービス)等のいろいろ
 - 認可保育所(園)一覧表
 - 家庭的保育事業一覧表
 - 小規模保育事業A型一覧表
 - 認定こども園一覧表
 - 認可外保育施設一覧表
- 7. 幼稚園
 - 幼稚園一覧表
- 8. 児童館・児童センター等
 - 市内の児童館・児童センター等一覧表
- 9. 放課後児童クラブ
 - 児童館以外の放課後児童クラブ
 - 放課後等子ども広場

VI. 仕事・就労 20

- 1. 就労支援事業
 - ひとり親家庭自立支援給付金
 - (1)自立支援教育訓練給付金
 - (2)高等職業訓練促進給付金
 - ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- 2. 就労支援活動
 - 就労サポート支援事業
- 3. 就労をめざして
- 4. 就労などの相談機関
 - 福祉人材バンク
 - 釧路母子家庭等就業・自立支援センター
 - ハローワークくしろ
 - ハローワークプラザくしろ

VII. 住宅について 24

- 1. 公営住宅の入居
 - (1)市営住宅
 - (2)道営住宅

VIII. 健康と医療 25

- 1. こどもの健康・育児
 - 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業
 - 新生児聴覚スクリーニング検査
 - 乳幼児健康診査
 - 予防接種
 - 産後ケア事業
 - 妊産婦安心出産支援事業

- 電話相談・来所相談
- 家庭訪問
- 2. お父さん・お母さんの健康
 - お父さん・お母さんの健康チェック
- 3. こころの健康
 - こころの健康相談
- 4. 救急医療について
 - 夜間や休日に急病やけがをしたとき
 - 小児救急電話相談
 - 総合病院・小児科医院一覧表
- 5. 医療費等の助成
 - 入院助産制度
 - ひとり親家庭等医療費助成制度
 - 子ども医療費助成制度
 - 重度心身障がい者医療費助成制度

IX. こどもの教育・進学援助 30

- 1. 就学援助
- 2. 修学支援新制度
(授業料等の減免・給付型奨学金)
- 3. 奨学金等貸付制度

X. 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 32

- 1. 資金の種類・貸付限度額等
 - 母子・父子・寡婦福祉資金貸付の概要
 - 修学資金貸付限度額(月額)一覧表
 - 就学支度資金限度額表
- 2. 保証人について
- 3. 貸付申請について
- 4. 償還(返済)について
- 5. 届出が必要な場合

XI. その他 35

- 1. 優遇制度
 - 市・道民税の軽減
 - JR通勤定期の割引
 - 電話設置時の優遇措置
 - 預貯金の利子非課税制度

1. 親の心の整理

自ら決意してひとり親となることを選択した人と、自分の意思ではなくやむをえずひとり親となり、どうしてもその現実を受け入れることができない人がいます。また、時間の経過があってひとり親になった場合と、予期せぬ事態で突然ひとり親となった場合では、状況が異なります。

多様な背景をもってひとり親になるわけですが、その現実を受け止めることはなかなか容易ではありません。納得できない状況が横たわっているとき、怒り、哀しみ、むなしさ、絶望感にさいなまれるなど心のバランスを崩してしまうこともあると思います。

そのような時、どのように心を整理していけるか、一つひとつの問題をどのように解決していくかが、その後の生活に大きなかわりを持ちます。

どうすると自分と子どもが心身ともに健康な生活を送ることができるか、考えるゆとりをもってください。

2. 子どもへの心くばり

一方の親を失うことは、それがどのような事情によるものであれ、子どもの心に大きな痛手を与えます。親には親の苦しみや悲しみがありますが、子どもの気持ちが親と同じとは限りません。実は見かけとは違う気持ちを持っているのに、隠しているのかもしれないし、うまく表現できずにいるのかもしれないのです。子どもの気持ちを、できるだけ子どもの立場に立って理解してあげたいものです。

3. ときには子育てを離れ気分転換を

毎日続く子育ては、ひとり親にとって戦いの連続です。子どもの世話から、生活の心配、そしてお金のことまで将来を考えると眠れない日もあることでしょう。ストレスもいっぱいたまります。

◎ 「いい親」 になろうとは思わない

子育てには完璧はありません。大切なことは、親も子ども安心できる居心地のいい家庭であること、そして子どもが求めるときに十分に愛してあげることです。親が子どもを見守っていることが、向きあっていることが、子どもの成長を助けるのです。

◎ 子育てが辛いときにはSOSを発信しよう

子どもと一緒にいるのがつらくなったとき、疲れたとき、子どもと離れてもいいのです。一時的に預かってくれるサービスがあります。ひとりでがんばらないでください。相談窓口はたくさんあります。

◎ ストレス発散法を見つけよう

自分なりにストレスを発散する方法を見つけていますか。時には友人と楽しいひと時もいいでしょう。ただし、子どもを預かってくれる人や場所をきちんと確保してください。

◎ 自分の自由な時間をもとう

あなたが選んだ人生はあなたのもので、親としての役割も大切です。しかし、「自分のために生きる」とはどういうことなのかを考えてみましょう。親が自分を大切に、楽しんで生きている姿を見て、子どもも「自分を大切に生きる」ことを学びます。

● DV

人権侵害であり、犯罪となる行為です。夫婦間・パートナー間（同居）の暴力をドメスティック・バイオレンス（DV）といいます。離婚後や、同居解消後も同様です。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的など、あらゆる暴力が含まれます。どんな形であっても、暴力は相手の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。

◇ 児童の目の前でドメスティック・バイオレンスがおこなわれることは児童虐待（心理的虐待）にあたります。

● ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又は家族に対して行う次のような行為。

- ◇ つきまとい、待ち伏せ、押しかけ
- ◇ 行動を監視していると思わせるような行為、言動
- ◇ 面会、交際の要求
- ◇ 著しい粗野又は乱暴な言動
- ◇ 無言電話、嫌がらせメールなど
- ◇ 名誉を害する事項を告げ、又はその知りえる状態に置くこと
- ◇ 性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知りえる状態に置くことなど

● 児童虐待

子どもにとって有害ならばそれは「虐待」です。

- ◇ 身体的虐待
 - なぐる、ける、溺れさせる、火傷をさせる、異物を食べさせる、戸外に締め出すなど
- ◇ 性的虐待
 - 子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィー被写体への強要など
- ◇ ネグレクト
 - 家に閉じ込める、病気やケガをしても病院に連れて行かない、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車内や家に置き去りにする、親が学校に行かせる努力をしないなど
- ◇ 心理的虐待
 - 言葉によるおどし、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱い、子の面前での夫婦ゲンカやDVなど

Ⅱ. 自立に向かって



家庭裁判所では離婚、親権、養育費、慰謝料、財産問題などについて、解決のお手伝いをしてくれます。また、消費者金融問題については簡易裁判所で扱います。

離婚

(1) 離婚の種類

協議離婚

夫婦双方の話し合いで離婚に合意した場合、離婚届を役所に提出することで離婚が成立します。この場合、その後の生活に関するさまざまな取決めをすることが必要ですが、中には取決めをしなかったことから、後に親権、養育費、財産分与、慰謝料請求などをめぐってトラブルが発生する場合があります。取決め内容については、可能な限り書面化しておくのが良いでしょう。

調停離婚

協議離婚で話し合いがまとまらない場合に、家庭裁判所に調停の申立を行い、調停の話し合いで離婚に合意すると調停離婚となります。調停はいわゆる裁判とは異なり、主に調停委員が双方の事情を聴取するなどして、双方が納得して問題を解決できるよう、助言やあっせんをし、当事者間で公正で具体的に妥当な合意を成立させるものです。話し合いは2回、3回と回数を重ねることがあります。

(審判離婚)

調停が行われて話し合いにより離婚が成立しない場合において、裁判官は、当事者双方のために一切の事情を考慮したうえで、相当と認められるときには、職権で離婚の処分をすることがあります。これを調停に代わる審判といいます。審判後2週間以内に異議の申立がなければ離婚が確定します。

裁判離婚

協議離婚の話し合いでも、調停、審判でも離婚が成立しない場合、離婚を請求する申立人または相手方の現在の住所地を管轄する家庭裁判所に、離婚の訴えを起こすこととなります。

この場合、あわせて親権者の指定、養育費、親子交流、財産分与、慰謝料などを同時に請求することができます。

(2) 離婚問題Q & A

Q1. 離婚した場合に利用できる制度について、どこで教えてもらえますか？

離婚し、ひとり親として子どもを養育することとなった場合は、児童扶養手当の支給や福祉資金の貸付、生活費に困った場合は生活保護の受給などさまざまな制度がありますので、まずは子ども支援課にご相談ください。

また、就業に関する相談については、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターで行っており、職業の紹介や資格取得のためのアドバイスなどが受けられます。

Q2. 離婚によって、姓はどうなりますか。

結婚により姓を改めた配偶者は、離婚により原則として婚姻前の姓に戻ります（この場合の戸籍は、婚姻前の戸籍に戻るか、または新しい戸籍をつくることもできます）。離婚後も結婚していた時の姓を使いたい場合は、離婚した日から3か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を市区町村役場へ提出すると、

結婚していた時の姓を使うことができます（この場合は、必ず新しい戸籍がつくれます）。子どもの姓については、離婚によっては変更されず、離婚後もこれまでの戸籍筆頭者の戸籍に残ります。

ただ、子どもを親権者である親の戸籍に入れたいときは、家庭裁判所の許可を得て「入籍届」を市区町村役場に提出すると、親権者である親の戸籍に入ることができます（子どもの姓は親権者と同じになります）。

Q3. 離婚後の子どもの親権について、教えてください。

未成年の子どもがいる場合、父母の間で協議を行い、父母の一方のみを親権者と定める単独親権とするか、父母双方を親権者と定める共同親権とするかを選択します。共同親権となった場合、日常生活に必要なこと（例：食事や服装の決定、予防接種、習い事、アルバイトの許可等）は一方の親で決めることができますが、子どもの転居、将来の進路の決定、心身に重大な影響を与える治療、お金の管理等は、緊急の場合以外は父母双方での話し合いで決めることとなります。

Q4. 養育費の額は、どのような基準で決められますか。

養育費の額を決めるにあたっては、離婚から父母間の協議が整うまでの間は法定養育費が政令の額で定められることとなります。これは暫定的な性質となりますから、協議により養育費を定めるにあたっては離婚する父母間で協議により、こどもの生活費の額を決め、そのうえで父母双方の収入金額などを基礎にしてそれぞれの分担額を決めることとなります。父母の協議が整わないときは、家庭裁判所に調停または審判を申し立て、分担額等を決めることができます。裁判所においては、算定方式及び算定表を用いて算定するのが一般的です。

養育費や親子交流の 取り決めをしましょう

父母は、親権や婚姻関係の有無にかかわらず、こどもの心身の健全な発達を図るための養育や、親と同程度水準の生活を維持できるだけの扶養を行う責務を負います。

未成熟のこどもの生活や利益を守ることを最優先に考え、長期にわたる養育費支払いや、安全・安心な親子交流を行うためには、書面で取り交わすことが重要です。

養育費の取り決めは書面で

養育費の支払いは、長い年月継続するものです。養育費の額、支払方法、支払期間など、できるだけ具体的かつ明確に決めておくべきものです。

後日、その取決めの内容について争いが生じないよう、口約束ではなく書面に残しておくことが肝要であり、公証人役場で公正証書を作成することをお勧めします。

また、民法の改正により、令和8年4月1日以降に生じる養育費については、「先取特権」という優先権が付与されるため、父母間の私的な取決めで作成した文書に基づいて養育費の差押えが可能となりました。

そのほか、離婚時に養育費の取り決めをしていない場合には、暫定的に一定額（政令で定められる額）の養育費を請求できる「法定養育費」の制度ができましたが、各自の収入なども踏まえた適正な額の養育費の取決めをすることが重要です。



(3) 手続案内や相談できる機関

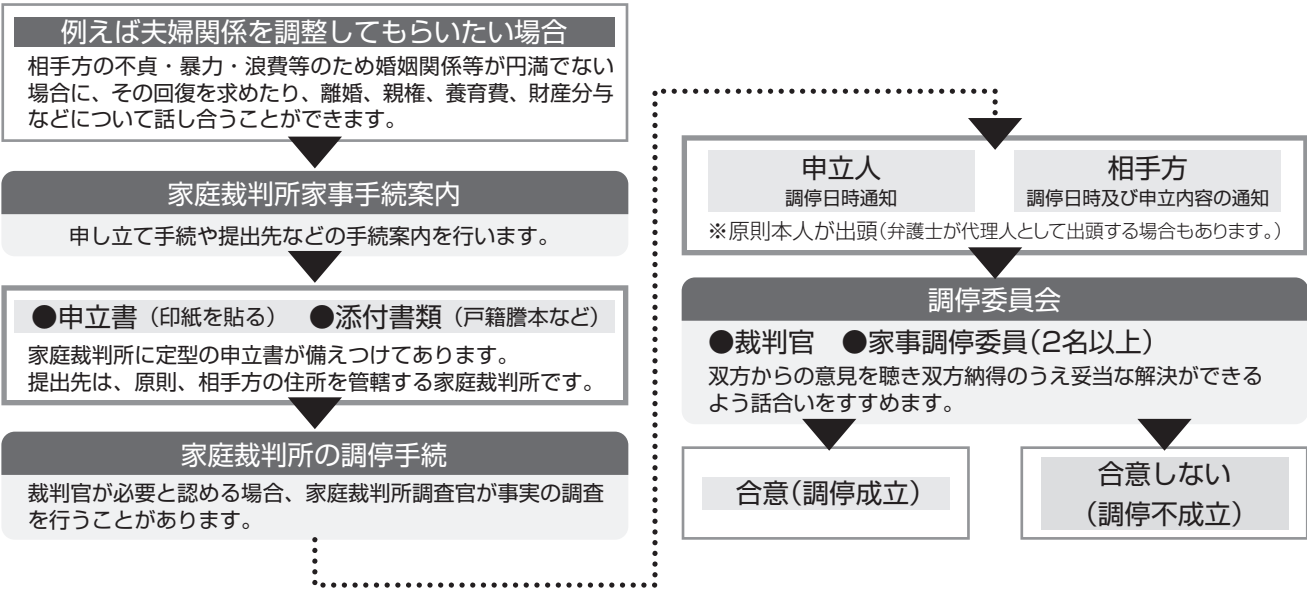
- ★**釧路家庭裁判所（裁判所合同庁舎1階）** [柏木町4-7] (☎99-1209・99-9055)
家庭裁判所では、離婚、財産分与、慰謝料など家庭に関する「調停」「審判」などの申立手続に関する案内をしています。
- ★**釧路弁護士会法律相談センター** [柏木町4-3] (☎41-3444)
初回の弁護士の相談料については一律料金となっています。(30分)
2回、3回と相談する場合の相談料は、それぞれの弁護士に確認してください。※事前予約制
- ★**法テラス釧路** [大町1-1-1] (☎0570-078392)
法的トラブルの解決に役立つ法制度や関係機関の相談窓口情報を無料で提供し、経済的に余裕がない方には無料法律相談などの援助を行います。
- ★**釧路市役所市民協働推進課（釧路市役所本庁舎2階）** [黒金町7-5] (☎31-4504)
市民を対象に、無料法律相談を行います。原則毎月第1・3金曜日（午後1時～3時） ※事前予約制
- ★**釧路市男女平等参画センターふらっと（MOO3階）** [錦町2-4] (☎65-1034)
市民（女性）を対象に、無料法律相談を行います。原則毎月第2水曜日（午後1時～3時） ※事前予約制
- ★**公証人役場（釧路公証人合同役場）** [錦町5丁目3番地 三ツ輪ビル4階] (☎25-1365)
離婚による養育費の支払い等の公正証書を作成します。
- ★**釧路母子家庭等就業・自立支援センター** [旭町16-5] (☎22-2401)
離婚・親権・養育費・親子交流等の相談に弁護士が無料で応じます。 ※事前予約制・託児あり

●家庭裁判所の利用方法●

家庭裁判所では、夫婦、親子、親族などに関するいろいろな家庭内の問題で、申立てのあった家事事件について、調停や審判による解決をはかっています。

調停や審判は非公開で、関係者のプライバシー

は固く守られ、形式ばらずに穏やかな雰囲気の中で自分の考えを述べることができます。また、家庭裁判所では手続をする場合に、どこの裁判所にどのような申立てができるかなどを説明する家事手続案内を行っています。



調停の申立て費用について 手数料として1件につき、収入印紙(1,200円)と連絡用の切手が必要となります。

●家庭裁判所で行う手続●

家 庭 裁 判 所	
調 停	夫婦関係調整 ...> 離婚、親権、養育費、財産分与、慰謝料等について話し合う。 <small>※調停がまとまらない場合には、家庭裁判所で裁判することができます。</small>
	養育費請求 ...> 養育費を請求する(離婚後も可)。
	親権者の変更 ...> 離婚時に定めた親権者から、他の一方/一方から双方/双方から一方へ変更する。
	親子交流 ...> 離婚後離れて暮らすこどもとの面会、交流について話し合う。
	財産分与 ...> 離婚にともなう財産分与について話し合う(離婚後5年以内)。
審 判	子の氏の変更 ...> 両親が離婚後に、こどもの「氏(子の戸籍)」を変更する。
	失踪宣告 ...> 一定期間行方不明で生死が不明な人を死亡したとみなす。
履 行 勸 告	...> 家庭裁判所で決まった事項を相手方に実行させるよう勧告する(ただし、強制力はありません。)

●法テラスの利用方法●

法テラスでは、電話または面談で、解決に役立つ法制度や関係機関の相談窓口を紹介したり、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときには、弁護士・司法書士による無料法律相談や、必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立て替えを行っています。

CASE 夫との離婚問題

法テラスに電話 (☎:0570-078392)

Q. よい制度はないの？

私自身は離婚したくないのですが、勝手に離婚届を出されるのではないかと不安です。

法制度のご案内をします

離婚の届出を受理しないように、あらかじめ市区町村役場に申し出ることができます。

Q. 相談窓口を知りたい！

こどもの養育費のことなど、ひとりでは不安なので弁護士さんに相談したいのですが。

相談窓口のご案内をします

お住まいに近くの〇〇弁護士会の法律相談センターをご紹介します。

Q. 専門家に相談したいのですが、経済的余裕がありません。

夫が調停を申し立て、裁判所から書類が送られてきたのですがよくわかりません。弁護士に相談したいのですが、経済的に余裕がありません。

民事法律扶助制度を利用できます

収入等が一定額以内の方は、弁護士・司法書士による無料法律相談を受けることができます。(下記参照)

●民事法律扶助制度について●

民事法律扶助制度とは、経済的に余裕のない方に、無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立て替えをする制度です。

法律相談援助の申込み

代理援助や書類作成援助を申込みの方にも、まず無料法律相談(面談)を受けていただきます。無料法律相談を利用するには、右記「民事法律扶助利用の条件」の①と③を満たす必要があります。

無料法律相談の実施

- ・法律相談は1回30分以内で、同一問題につき3回まで相談可能です。
- ・法テラスと契約している各地の弁護士・司法書士事務所でも無料法律相談を受けることができます。
- ・契約している弁護士・司法書士の事務所名・連絡先等は法テラス釧路のホームページから確認できます。

民事法律扶助 利用の条件

①資力が一定額以下であること

収入等が一定額以下であること

月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の目安は次のとおりです。

単身者	182,000円以下
2人家族	251,000円以下
3人家族	272,000円以下
4人家族	299,000円以下

保有資産が一定額以下であること

現金・預貯金の合計が、次の基準を満たすことが必要です。

単身者	180万円以下
2人家族	250万円以下
3人家族	270万円以下
4人家族	300万円以下

②勝訴の見込みがないといえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含まれます。

③民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合、または権利乱用的な訴訟の場合などは援助できません。



法律相談で解決しなかった場合

代理援助・書類作成援助

弁護士・司法書士に事件を委任または書類の作成を依頼する場合に、弁護士・司法書士費用を無利息で立て替えます。

①審査

代理援助や書類作成援助を利用するには、審査において上記「民事法律扶助利用の条件」の①②③を満たす必要があります。援助を申し込まれる際には、資力を証する書類・住民票・事件関連書類などをご提出いただきます。

②援助開始決定

法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士費用を決定します。決定した費用は法テラスが立て替えて弁護士・司法書士に支払い、利用者には原則として毎月5,000円～10,000円ずつ分割で償還（返済）いただきます（無利息）。

⋮

③事件終了

事件の結果を考慮し、審査の上、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の報酬金及びその支払方法を決定します。

日本司法支援センター釧路地方事務所（法テラス釧路）

大町1-1-1 道東経済センタービル1階 ☎0570-078392 (平日9:00～17:00)

●債務整理の方法に関すること●

個人が債務整理をする場合、大きく分けて次の4つの方法があります。多重債務に陥り返済に困っている方は1人で悩まず、早めに専門家に相談しましょう。

任意整理

裁判所を使わず、債権者との直接交渉で借金の返済方法や金額を決め直す方法です。弁護士や司法書士などに依頼することが一般的です。借金総額が比較的少額で、金利の引き直し計算で借金の減額が見込まれる場合に適しています。

特定調停

簡易裁判所に調停手続をとり、裁判所に選任された調停委員が仲介することにより、整理する方法です。借金をしている貸金業者数が少ない場合で、金利の引き直し計算で借金の減額が見込まれる場合に適しています。

個人版民事再生

裁判所に申し立てをして、借金の金額を圧縮してもらい、その金額を原則3年間で返済する方法です。住宅ローンがあり住宅を手放したくない場合などに適しています。

自己破産

地方裁判所に申し立てをして、債務の支払いを免責してもらう方法です。返済の見込みがなく、他の債務整理方法が使えない場合の最後の手段です。

☎相談窓 ☎

- 釧路市消費生活相談室（釧路市役所本庁舎2階） ☎24-3000
- 日本司法支援センター釧路地方事務所（法テラス釧路） ☎0570-078392
- 北海道庁貸金業苦情相談専用フリーダイヤル ☎0120-1-78372
(月・金 10:00～12:00 / 13:00～16:00)

- ⊗ 突然、ひとり親家庭になってどうしてよいかわからないとき
- ⊗ 離婚、別居、夫の暴力などで家庭事情や身の振り方に悩んでいるとき
- ⊗ ひとり親家庭のために、どんな制度があるのか知りたいとき

1. こども支援課には、

- * 母子・父子自立支援員
- * 女性相談支援員 があります。
- * 家庭相談員

みなさんが抱えている生活上のいろいろな問題や配偶者等からの暴力などの相談、自立のためのさまざまな情報提供を行うなど問題解決のお手伝いをしています。

あなたの近くに
よい相談相手となる人がいます。
ひとりで悩んでいないで
窓口をたずねてみましょう。
きっとあなたの力になってくれます。

☎ 相談窓口 ☎

こども支援課 家庭児童相談室 ☎ 31-4204

2. 地域には、民生委員・児童委員、主任児童委員がいます。

暮らしのこと、困ったこと、悩みごとなどどこに相談していいのか迷うことはありませんか？そんなとき、あなたの地区の民生委員・児童委員、主任児童委員さんにご相談ください。

☎ 地域の民生委員・児童委員、主任児童委員の住所がわからないときは ☎

- ・ 社会援護課 福祉政策担当 ☎ 31-4536
- ・ 阿寒町行政センター 保健福祉課 ☎ 66-2120
- ・ 音別町福祉保健センター 保健福祉課 ☎ 01547-9-5151

3. 自分だけで悩まないで相談してください

子育ての悩みや家庭の問題は、自分一人で抱え込まず相談しましょう。
釧路市や関係機関等では、こどものことや家庭生活等における諸問題に対応するための相談窓口を開設しております。まずは電話でお気軽にご相談ください。

① こどもや家庭のこと

(1) 家庭児童相談	明るく幸せな家庭であることを願い、ご家庭が抱える様々な問題についての相談に応じます。	こども支援課 ☎31-4204 阿寒町行政センター保健福祉課 ☎66-2120 音別町福祉保健センター保健福祉課 ☎01547-9-5151
● 相談してください	「子育ての悩み」や「夫婦間の暴力」など、一人で悩まないで相談してください。	
● 連絡してください	「児童の虐待」を見たり聞いたりしたときは、連絡してください。(国民の義務です)	
(2) こども・家庭相談	子育てについての不安や心配ごと、ヤングケアラー、地域・学校などでのいじめや不登校で悩んでいるこども及び家庭からの相談に応じ、支援します。	釧路こども家庭支援センター ☎32-1150
(3) 母子・父子相談	ひとり親世帯の安定した生活と自立や生活全般について、相談に応じます。	こども支援課 ☎31-4204 釧路母子家庭等就業・自立支援センター ☎22-2401 北海道釧路総合振興局社会福祉課 ☎43-9257
(4) 育児・健康相談	こどもの発育、発達、関わり方、育児、食事、健康などについて、保健師・栄養士が相談に応じます。	健康推進課 ☎31-4525 阿寒町行政センター保健福祉課 ☎66-2120 音別町福祉保健センター保健福祉課 ☎01547-9-5252
(5) 思春期相談ダイヤル	思春期の性に関する相談に応じます。	
(6) 子育て相談	子育ての悩みについて、お気軽にご相談ください。 ※右☆マークの3つの子育て支援センターには、子育て支援コーディネーターがおり子育て中の様々なご相談に対応しています。	☆釧路市子育て支援総合センター 幸町9-1 ☎65-9912 ☆釧路市中部子育て支援センター 芦野3-10-9 ☎38-5037 ☆釧路市西部子育て支援センター 鳥取北4-21-8 ☎65-6112 釧路市親子つどいの広場昭和 昭和中央4-7-1 ☎55-2231 釧路はるとり保育園子育て支援センター 武佐1-3-5 ☎47-3277 釧路風の子認定こども園子育て支援センター 鳥取南7-2-9 ☎65-5956
(7) こども発達相談	ことばや心身の発達に遅れのある乳幼児を対象に、療育や子育て等の相談に応じます。	児童発達支援センター 地域支援相談係 ☎44-3555
(8) 児童相談	こどもの発達や障がい、養育、虐待等の相談に応じます。	北海道釧路児童相談所 ☎92-3717

こども家庭センター事業は子どもに関する相談・支援を一体的に行う仕組みです。ママとパパが子育てに前向きになれるよう、市や関係機関がまるっとサポートします！



②教育・いじめ・不登校に関すること

(1) 一般教育相談	学校に関すること、教育全般、こどもの不登校、いじめに関する相談に応じます。	教育委員会学校指導課 学校指導係 ☎23-5189
(2) 電話相談	いじめ、不登校、学業・進路、教師や友人との関係、性的マイノリティ、親子関係、育児などの相談に応じます。	北海道教育委員会 北海道子ども相談支援センター ☎0120-3882-56 (毎日24時間)
(3) 24時間いじめカットライン	学校などでのいじめに関する相談に応じ、支援します。	教育委員会学校指導課 ☎0120-783-228
(4) 少年相談110番	少年の非行や犯罪被害、いじめや児童虐待などに関する相談に応じます。	北海道警察本部 少年サポートセンター ☎0120-677-110
(5) こどもの人権110番	いじめ・体罰・虐待などこどもの人権に関する相談に応じます。	釧路地方法務局 ☎0120-007-110

③その他

(1) ひきこもり相談	ひきこもり等について電話相談や面接相談に応じます	釧路市生活相談支援センター くらしごと ☎65-1250 くしろ若者サポートステーション ☎68-5102 釧路こども家庭支援センター ☎32-1150
(2) DV相談	配偶者や恋人からの暴力についての相談	北海道立女性相談支援センター (女性相談専用ダイヤル) ☎011-666-9955 配偶者暴力相談支援センター ☎41-1110 こども支援課 ☎31-4204 NPO法人駆け込みシェルター釧路 ☎32-7704
(3) 法律相談	法律的な問題、手続等	釧路弁護士会法律相談センター (有料) ☎41-3444 市民協働推進課(受付窓口) (無料) ☎31-4504
	女性のための無料法律相談 女性に関わるさまざまな相談	釧路市男女平等参画センターふらっと(受付窓口) (無料) ☎65-1034
	資力が乏しい方のための法律相談、 援助など	法テラス釧路 (所得制限あり) ☎0570-078392
	ひとり親のための無料法律相談 ひとり親に関わるさまざまな相談	釧路母子家庭等就業・自立支援センター (無料) ☎22-2401
(4) 人権相談	人権問題やさまざまな問題、手続等	釧路地方法務局 ☎0570-003-110
(5) ふれあい相談	家庭生活全般、心配ごと、悩みごと	ふれあい相談センター ☎24-7837
(6) 犯罪被害相談	犯罪被害に関する相談、困りごとに関する相談	釧路被害者相談室 ☎24-6002
(7) 消費生活相談	通信販売等の消費者トラブルに関する相談	消費生活相談室 ☎24-3000
(8) 福祉人材無料職業相談	福祉の職業紹介・支援	福祉人材バンク ☎24-1686
(9) 雇用労働相談	賃金不払、解雇などの労働問題	雇用労働相談所 (市役所4階) ☎31-4522
(10) 外国語相談	日本語、英語、中国語、ベトナム語、 タガログ語など11言語以上で相談可	北海道外国人相談センター ☎011-200-9595

IV. 手当・年金



1. 年金について

●国民年金について●

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

被保険者は、職業などによって右の3種類に分かれます。

なお、第3号被保険者であった方が離婚や死別した場合には、第1号被保険者となりますので、変更の手続きをしてください。

また、配偶者から暴力を受けた方は、基礎年金番号の変更や保険料の特例免除の該当になる場合があります。

第1号被保険者

自営業者、学生、無職等

【保険料】被保険者ご自身で月額17,920円(2026年(令和8年)度)を納めます。

第2号被保険者

会社員、公務員(厚生・共済年金加入者)

【保険料】給与等の額により算定され、給与控除された後、事業主が事業主負担分と併せて納めます。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

【保険料】納付はありません。配偶者の加入している厚生年金や共済年金で負担しています。

保険料の免除・猶予

○申請免除・納付猶予・学生納付特例

所得が少ない、失業等の経済的理由や、学生等で保険料を納めることが困難な場合、申請により承認されると保険料の納付が免除(全額、3/4、半額、1/4)・猶予となります。※所得等の要件があります。

○法定免除

生活保護法による生活扶助を受けている方、障害年金(基礎・厚生・共済)の1・2級を受給している方は、届出することにより保険料が免除となります。

○産前産後免除

国民年金第1号被保険者で出産される方は、届出することにより出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

○保険料免除・猶予・法定免除を受けた期間は、将来受け取る年金額が少なくなりますが、10年以内に追納(後払い)することができ、将来の年金額を増やすことができます。産前産後免除期間は、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。

●遺族基礎年金●

死亡した時に次のいずれかの要件に該当する場合、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

★要件

①国民年金被保険者

(被保険者だった60~65歳未満で日本国内に住んでいた方も含む) ※納付要件あり

②保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間を合計した期間が25年以上ある方

★「子」とは、18歳になる年度の3月31日までの間にある未婚の方です(障害がある場合20歳まで)。

★年金額 年額(2026年(令和8年)4月改定)

子のある配偶者が受け取るとき

基本額^(※1)847,300円+子の加算^(※2)

^(※1) 昭和31年4月1日以前生まれの方は上記の金額と異なります。

^(※2) 子の加算額

第1子・第2子.....各 243,800円

第3子以降.....各 81,300円

●遺族厚生年金●

死亡した時に次のいずれかの要件に該当する場合、その方に生計を維持されていた遺族(配偶者・子等)に支給されます。

★要件

①厚生年金被保険者

②厚生年金被保険者期間中に初診日がある傷病がもとで、初診日から5年以内に死亡したとき

③1・2級の障害厚生(共済)年金受給者

④保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間を合計した期間が25年以上ある方

★年金額

被保険者期間などにより計算方法等が異なります。遺族基礎年金の受給権がある場合は、遺族基礎年金に上乗せして受け取ることになります。

●分割年金制度●

[離婚時の厚生年金の分割制度について(平成19年4月施行)]

- 離婚時の厚生年金の分割制度により、婚姻期間中(※)の厚生年金の保険料納付記録(夫婦の合計)を、離婚した場合に当事者間で分割することが認められます。(※)事実上の婚姻関係にある方も対象になりますが、その場合、分割の対象になるのは、当事者の一方が被扶養配偶者として国民年金法上の第3号被保険者と認定されていた期間(第3号被保険者期間)に限られます。
- 分割ができるのは、施行日以降に成立した離婚ですが、施行日前の婚姻期間に係る厚生年金の保険料納付記録も分割の対象とすることができます。
- 離婚当事者は協議により按分割合について合意した上で、釦路年金事務所に厚生年金の分割請求を行います(添付書類として合意に関する年金分割の合意書等が必要です)。
- 当事者間での合意がまとまらない場合、離婚当事者の一方の求めにより、裁判手続により按分割合を定めることができます。
- 按分割合(婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録の夫婦の合計のうち、分割を受ける側の分割後の持ち分となる割合をいいます。)の上限は50%とし、下限は分割を受ける側の分割前の持ち分にあたる割合とします。
- 離婚や事実婚解消から原則「5年以内」が分割の請求期限です。(令和8年3月31日以前に離婚や事実婚解消された方は、分割請求期限が「2年以内」になります。)
- 平成20年4月から「第3号分割」制度がはじまり、離婚した場合、夫婦の合意を必要とせずに、第3号被保険者期間における配偶者の保険料納付記録の総額の2分の1を分割できます。(平成20年4月以降の第3号被保険者期間に限られます。)

☎ 手続・相談窓口 ☎

- 医療年金課 年金係 ☎31-4532
- 阿寒町行政センター市民課 ☎66-2210
- 音別町行政センター市民課 ☎01547-6-2231
- 日本年金機構釦路年金事務所(遺族厚生・分割年金) ☎25-1521

2. 児童扶養手当について

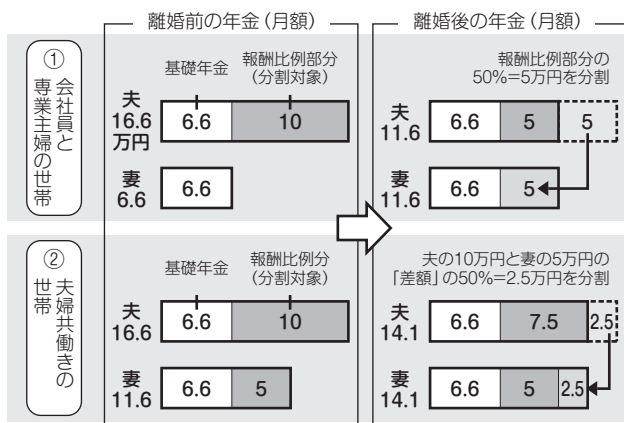
父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていないお子さんを養育している家庭の生活の安定と自立を促進し、お子さんのすこやかな成長を助けるために支給されます。

- 注1) 所得制限などにより手当の支給額が異なります。また、所得が一定額以上あるときは、支給停止になります。
- 注2) 平成26年12月1日施行の法改正に伴う「公的年金等との併給調整支給」に関しては担当までお問い合わせください。

【支給要件】

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が重度の障がい(国民年金の障害等級1級相当)にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- (7) 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで生まれた児童
- (9) 父母ともに不明である児童

厚生年金の合意分割のイメージ



- 児童扶養手当法第35条には罰則規定があり、「偽りそのほか不正の手段により手当をうけた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金」となっています。

【認定請求】

- ◎認定請求に必要な書類
 - 戸籍の謄本
 - 必要に応じて提出する書類（支給要件による）

【現況届の提出】

児童扶養手当を受けている人は、手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するため毎年8月1日における状況を記載した「現況届」の届け出が必要です。提出がないと支給を受けることができません。

【支払時期・方法】

奇数月にそれぞれ前月分までが銀行の口座（認定請求時に指定、変更も可能）に振り込まれます。

【支給額】

児童扶養手当は、認定請求をした日の属する月の翌月から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

- 児童1人の場合
 - 全部支給…………… 48,050円（月額）
 - 一部支給…………… 11,340円～48,040円（月額）
- 児童2人以上の加算額
 - 全部支給…………… 11,350円（月額）
 - 一部支給…………… 5,680円～11,340円（月額）

3. 児童手当について

高校生年代（※1）までの児童を養育している方に支給されます。（施設入所等の児童については施設設置者に支給されます。）

【支給額】

- 1人目・2人目
 - 3歳未満…………… 15,000円（月額）
 - 3歳～高校生年代まで…………… 10,000円（月額）
- 3人目以降
 - 0歳～高校生年代まで…………… 30,000円（月額）
- 大学生年代（※2）
 - 人数カウントのみ対象…………… 0円

※1「高校生年代」とは、15歳となる誕生日後最初の4月2日～18歳となる誕生日後最初の4月1日までの間にある子です（職業不問）。

※2「大学生年代」とは、18歳となる誕生日後最初の4月2日～22歳となる誕生日後最初の4月2日までの間にある子です（職業不問）。

4. 特別児童扶養手当について

20歳未満で身体等に法で定める程度の障がいのある児童を養育する父または母もしくは養育者が対象になります。（児童扶養手当と重複して受給できます。）

【支給額】

- 1級（重度）…………… 月額58,450円
- 2級（中度）…………… 月額38,930円

- 所得が一定額以上あるときは、支給停止になります。
- 対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（保育園、通園施設を除く）に入所しているときは、支給の対象とはなりません。

5. 災害遺児手当について

交通、労働、海上災害で父または母もしくは養育者が死亡した（又は重度の障がいを負った）児童を養育している方が対象となります。

【支給額】

- 児童1人につき…………… 月額5,000円

☎ 2.3.4.5項目の手続・相談窓口 ☎

- こども支援課…………… ☎31-4540
- 阿寒町行政センター 保健福祉課…………… ☎66-2120
- 音別町福祉保健センター 保健福祉課…………… ☎01547-9-5151



1. ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭等の自立を促進するために必要な事由や父母の疾病などの理由により、一時的に生活の援助が必要な場合、家庭生活支援員を派遣し在宅生活の支援をします。

※1回2時間以内

[利用料] (児童1人・1時間あたり)

生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	150円
上記以外の世帯	300円

☎ 手続・相談窓口 ☎

●こども支援課

☎31-4204

2. 子育て短期支援事業



① ショートステイ

保護者の都合(病気、出産、冠婚葬祭、出張、学校の公的行事への参加など)により一時的に家庭でお子さんのお世話(養育)が困難な場合、まよりも学園でお預かりいたします。※利用期間/原則7日間まで

[利用料]

世帯区分	利用区分	1人1日あたりの負担額
●生活保護世帯	2歳未満の児童	0円
	2歳以上の児童	0円
●市民税非課税世帯の母子・父子世帯	2歳未満の児童	1,100円
	2歳以上の児童	1,000円
●その他の世帯	2歳未満の児童	5,350円
	2歳以上の児童	2,750円

② トワイライトステイ

保護者が、仕事・その他の理由により帰宅が夜間に渡る場合や休日に不在となり、家庭における養育が困難な児童に対し、まよりも学園でお預かりし、生活指導や食事の提供などをします。

※利用時間 平日/午後5時~午後10時 日曜日・祝祭日/午前8時~午後10時

[利用料]

世帯区分	利用区分	1人1日あたりの負担額
●生活保護世帯	平日	0円
	休日	0円
●市民税非課税世帯の母子・父子世帯	平日	300円
	休日	350円
●その他の世帯	平日	750円
	休日	1,350円

☎ 手続・相談窓口 ☎

●こども支援課

☎31-4204

3. 育児支援家庭訪問事業

育児支援が得られない出産後3か月以内の家庭や、育児や家庭生活に支援が必要な世帯、家事に対して不安や負担を抱える世帯に家庭生活支援員等を派遣し、相談や助言を行っています。

※派遣時間／午前9時～午後5時

🌀 手続・相談窓口 🌀

●こども支援課 ☎31-4204

4. 釧路市ファミリー・サポート・センター事業 (子育てサポートセンター・すくすく)

「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助ができる人」が会員になり、お互いが地域の中で助け合いながら子育てする会員相互援助活動事業です。

●主な援助の内容

- ・保育所、幼稚園等の送迎
- ・保育所、幼稚園、学校等の開始前や終了後の託児
- ・保護者の用事のときの託児等

[対象児童] 生後6か月から、小学校6年生まで

[利用時間] 午前6時から午後10時まで

[利用料]

区 分	利用額(30分あたり)
月～金曜日の午前7時～午後7時まで	300円
(兄弟・姉妹で2人目以降のこども1人につき)	150円
上記の時間帯以外 土・日曜日、祝日、年末年始	350円
(兄弟・姉妹で2人目以降のこども1人につき)	170円

- ◆ 交通費、食事代やおやつ代、おむつ代などは実費を負担いただきます。
- ◆ 利用料金は利用日ごとに、依頼会員から提供会員に直接支払います。

🌀 手続先・相談窓口 🌀

子育てサポートセンター・すくすく

●本所(釧路市総合福祉センター内) ☎23-2552

●阿寒支所(阿寒町保健・福祉サービス複合施設「ひだまり」内) ☎66-4200

●音別支所(音別町福祉保健センター) ☎01547-6-2941

5. 釧路市子育て支援センター

子育て支援センターは、就学前のお子さんとその家族のみなさんに、親子同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する悩みや相談、情報提供などを行っています。ぜひ、お気軽にご利用ください。

センター名	開設時間・子育て相談
☆釧路市子育て支援総合センター ☎65-9912	月～土曜日 9:30～16:00 子育て相談 9:00～17:00
☆釧路市中部子育て支援センター ☎38-5037	月～土曜日 9:30～12:00 13:30～16:00 子育て相談 9:00～17:00
☆釧路市西部子育て支援センター ☎65-6112	月～土曜日 9:30～12:00 13:30～16:00 子育て相談 9:00～17:00
釧路市親子つどいの広場 昭和 ☎55-2231	月～金曜日 9:00～14:00 (水曜日のみ赤ちゃんルーム) 子育て相談 9:00～14:00
釧路はるとり保育園 子育て支援センター ☎47-3277	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 子育て相談 9:00～16:00
釧路風の子認定こども園 子育て支援センター ☎65-5956	火・水・金 10:00～11:30 子育て相談(月～金) 9:00～16:00 ※年齢により利用日が異なります

☆マークの施設には、子育て支援コーディネーターがおり、様々なご相談に対応します。

6. 保育所(園)等

就学前児童を預ける施設には、幼稚園等^{*1}と保育所等^{*2}があります。幼稚園等は学校教育法に基づく教育を目的とした施設であり、保育所等は、保護者が就労したり、あるいは疾病等の理由により家庭で十分保育することのできない児童を保護者に代わり保育することを目的とする児童福祉施設です。したがって保育の必要性の事由に該当することが必要となります。

保育所等は大きく分けると認可保育施設と認可外保育施設に分けられます。詳細は18ページからの一覧等でご確認ください。

※1教育を提供する施設には、幼稚園、認定こども園があります。

※2保育を提供する施設には、保育所、認定こども園及び地域型保育事業施設(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業)があります。

🌀 問い合わせ 🌀

●こども育成課 保育係…………… ☎31-4541

認可外保育施設

認可外保育施設については、その施設ごとに利用の条件及び保育料等がちがいますので、それぞれお問い合わせのうえ、直接申し込んでください。

認可保育施設

●**保育の必要性の事由** お子さんの保育施設の利用には、保護者が次のいずれかに該当することが必要です。

就 労	ひと月において、48時間以上労働することを常態とすること。
妊 娠・出 産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
保 護 者 の 疾 病・障 が い	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。
同 居 の 親 族 の 介 護・看 護	同居の親族（長期入院等の親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
求 職 活 動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
就 学	学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること（職業訓練校等における職業訓練を含む）
虐 待 や D V の お そ れ が あ る こ と	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。 配偶者からの暴力によりこどもの保育を行うことが困難であると認められること。
育 児 休 業 取 得 時 に、既 に 保 育 を 利 用 し て い る こ と も が い て 継 続 利 用 が 必 要 で あ る こ と	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがおり、育児休業の間に引き続き保育の利用が必要であると認められること。
そ の 他	上記の事由に類するものとして市が認める事由に該当すること。

特別保育事業（サービス）等のいろいろ

ご家庭の様々な要望に対応するため、いろいろな保育サービスをしております。ただし、全ての保育所等で行っているわけではありませんので、詳しくはこども育成課までお問い合わせください。

特別支援保育事業	心身に障がいのある3歳以上のお子さんをお預かりし、ほかの子どもたちと一緒に生活をしています。
延長保育事業	通常の時間をこえて保育を必要とする方に、時間を延長してお預かりしています。
休日保育事業 (認可保育施設を利用しているお子さん)	日曜日や祝日に、仕事でお子さんを保育できない場合、お預かりしています。(年末・年始を除きます) ただし生後満6か月以上のお子さんが対象で、保育時間は午前8時から午後6時までです。
病児・病後児保育事業	お子さんが病気やケガの回復期に至らない時、あるいは回復期の時に、仕事などで保育できない場合、お預かりしています。(病児保育は病児保育施設スクラム、病後児保育は共栄保育園で行っています)
一時預かり事業 (幼稚園・認可保育施設等を利用していないお子さん)	毎日でなく時々保育を必要とする方・急な用事や病気、育児等に伴う心理的・身体的負担を解消するためなどで、一時的に保育を必要とする方のお子さんをお預かりしています。 くわしくはこども育成課にお問い合わせください。
夜間保育事業	釧路旭夜間保育園では、午後2時から午前2時までお預かりしています。
保育施設開放事業	保育施設を利用していないお子さんに、保育施設を遊び場として提供しています。 毎週水曜日の午前10時から11時までです。ただし、釧路旭夜間保育園は午後5時から6時までです。 くわしくは各施設にお問い合わせください。
広域入所	自分が住んでいるまちではなく、他のまちの保育所等に入所することが必要な方のため、釧路市外の認可保育施設を利用することができる事業です。
医療的ケア児 保育支援事業	日常的に医療的ケア（経管栄養など）が必要で、集団保育が可能なお子さんを看護師が市立芦野保育園に配置されている間、お預かりすることができます。
こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業)	0歳6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていないお子さんが利用できる通園制度です。 1か月あたりの利用時間には上限があります。

認可保育所(園)

市立保育園

保育所名	住 所	電 話	利用定員(名)	入所年齢	開所時間
釧路市立新富士保育園	新富士町2-11-22	51-1958	90	1歳	7:30~19:00
釧路市立鳥取保育園	鳥取北4-21-10	51-9358	90	3か月	〃
釧路市立芦野保育園	芦野3-10-9	38-5120	75	3か月	〃

法人立保育園

釧路第1福ちゃん保育園	緑ヶ岡2-27-2	41-0018	75	産後 57日目以降	7:30~19:00
釧路第2福ちゃん保育園	白樺台2-3-8	91-6882	45	3か月	7:30~19:00
釧路旭夜間保育園	旭町1-8	24-6130	20	3か月	14:00~2:00
昭和どんぐりの家保育園	昭和中央5-6-9	55-7331	60	産後 57日目以降	7:00~19:00
治水どんぐりの家保育園	暁町6-7	22-9568	60	産後 57日目以降	7:00~19:00

家庭の保育事業

保育所名	住 所	電 話	利用定員(名)	入所年齢	開所時間
P-ぽけっと	興津2-30-17	92-4460	5	3か月	7:30~18:30
保育所 みんなのおうち	東川町12-3	31-0071	5	産後 57日目以降	8:00~18:00

小規模保育事業A型

保育所名	住 所	電 話	利用定員(名)	入所年齢	開所時間
あいいく保育園	昭南3-16-19 昭和農協ビル1F	65-5101	18	3か月	7:30~18:30
保育園 キッズランド	文苑1-22-17	38-6617	19	2か月	7:30~19:00
小規模保育園はいほーむ	昭南4-25-11	68-5208	15	2か月	7:00~19:00

認定こども園

市立認定こども園

施設名	住 所	電 話	定員 (保育)	定員 (教育)	入所年齢 (保育)	入所年齢 (教育)	開所時間
音別認定こども園	音別町中園2-165	01547-6-2163	27	18	3か月	満3歳	7:30~18:30
認定こども園阿寒幼稚園	阿寒町富士見2-10-1	66-3152	37	25	3か月	満3歳	7:30~19:00

私立認定こども園

施設名	住 所	電 話	定員 (保育)	定員 (教育)	入所年齢 (保育)	入所年齢 (教育)	開所時間
認定こども園よしの	大楽毛西2-25-3	57-5533	50	15	3か月	満3歳	7:00~19:00
釧路あさひ認定こども園	旭町12-2	25-2301	100	10	3か月	満3歳	7:00~19:00
釧路風の子認定こども園	鳥取南7-2-9	65-5955	55	15	3か月	満3歳	7:00~19:00
釧路おたのしげ認定こども園	大楽毛4-12-6	57-3997	70	10	3か月	満3歳	7:00~19:00
美原認定こども園	美原4-5-16	36-2440	60	7	3か月	満3歳	7:00~19:00
桂恋認定こども園	桂恋167	91-2935	30	5	3か月	満3歳	7:00~19:00
ことぶき認定こども園	寿1-4-4	22-5359	69	5	3か月	満3歳	7:00~19:00
双葉認定こども園	新釧路町3-14	24-8888	70	14	3か月	満3歳	7:00~19:00
かしわ認定こども園	紫雲台2-30	41-2581	80	10	産後57日目以降	満3歳	7:00~19:00
あいこう認定こども園	愛国西1-24-10	36-3142	90	10	産後57日目以降	満3歳	7:00~19:00
釧路頌栄保育園	弥生2-10-28	41-1805	50	15	3か月	満3歳	7:30~19:00
釧路はるとり保育園	武佐1-3-5	46-1685	56	4	産後43日目以降	満3歳	7:00~19:00
釧路共栄保育園	若竹町4-7 ※R8.9月頃まで城山1-15-14に一時移転	22-4530	71	9	産後43日目以降	満3歳	7:00~19:00
日本赤十字社釧路さかえ保育園	幸町11-1-1	65-8008	90	10	産後50日目以降	満3歳	7:00~19:00
釧路わかさ保育園	武佐4-26-2	46-5674	54	6	産後43日目以降	満3歳	7:00~19:00
鉄道弘済会釧路認定こども園	愛国東2-1-11	36-7028	87	3	3か月	満3歳	7:00~19:00
釧路カトリック幼稚園	黒金町12-10	23-3993	15	45	満3歳	満3歳	7:30~18:30
釧路ひばり幼稚園	緑ヶ岡5-20-15	46-4280	15	30	満3歳	満3歳	7:30~18:30
釧路桜幼稚園	桜ヶ岡5-1-24	91-6441	20	45	満3歳	満3歳	7:30~19:00
釧路白樺幼稚園	白樺台3-5-37	91-6805	8	15	満3歳	満3歳	7:30~19:00
美原つくし幼稚園	美原1-50-8	37-0738	10	55	満3歳	満3歳	7:30~18:30
かすみ幼稚園	白金町24-6	23-4590	10	70	満3歳	満3歳	7:30~19:00
釧路あおば幼稚園	鶴野東1-8-1	53-3810	20	50	満3歳	満3歳	7:00~19:00
ひぶな幼稚園	柏木町11-1	41-7418	80	35	満1歳	満3歳	7:30~19:00
釧路短期大学附属幼稚園	緑ヶ岡1-10-42	43-1773	18	45	満3歳	満3歳	7:30~18:30
釧路ひまわり幼稚園	鳥取大通2-4	51-7766	50	90	満3歳	満3歳	7:30~18:30
湖畔幼稚園	武佐2-35-5	46-0691	60	50	1歳	満3歳	7:15~18:45
愛国フレンドようちえん	芦野5-6-5	36-4555	20	40	満3歳	満3歳	7:00~18:30
わかばフレンドようちえん	昭和中央2-7-13	51-9478	63	67	2歳	満3歳	7:00~18:30
みはらフレンドようちえん	美原4-5-1	36-2694	27	43	満3歳	満3歳	7:00~18:30
第二豊川幼稚園	豊川町8-19	23-6858	15	65	満3歳	満3歳	7:30~18:30
釧路豊川幼稚園	愛国西1-18-3	37-1732	15	65	満3歳	満3歳	7:30~18:30
昭和スポーツ幼稚園	北園41-4158	51-9493	25	60	満3歳	満3歳	7:30~18:30

企業主導型保育施設

保育所名	住 所	電 話
コロポックル保育園	阿寒町阿寒湖温泉4-1-26	65-6100
フィオーレ なないろ保育園	若松町8-5	65-5371
第2の我が家 フレンドランド	川上町8-1	21-7888
医療法人 東北海道病院保育所	若竹町6-15	64-9726

7. 幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号
釧路聖母幼稚園	新川町16-19	25-0697
グリーン幼稚園	川端町3-1	23-1860
貝塚幼稚園	貝塚2-19-3	41-3949
仏教釧路幼稚園	富士見2-2-5	41-5296
釧路市立マリモ幼稚園	阿寒町阿寒湖温泉5-5-7	67-2507

8. 児童館・児童センター等

問い合わせ/こども育成課 こども未来づくり係
☎31-4584

児童館や児童センターは、18歳未満のすべての子どもたちが自由に遊ぶことができる場所です。就学前のお子さんについては、保護者と同伴で遊ぶことができます。

楽しく

仲良く

元気良く

を活動目標として、いろんな遊びをしています。

そして、地域の皆さんの協力をいただきながら、子どもたちと一緒に四季折々の行事を行っています。

子どもにとっての「遊び」は、大人になるための準備作業であり本当に大切なことです。遊ぶことで身体がきたえられ、友だちを思いやる気持ちや創造力、社会性などが身についていきます。

遊ぶためには、「時間」と「仲間」と「空間（場所）」の3つの「間」が必要です。

児童館・児童センターには、「仲間」と「空間（場所）」の2つがそろっていますので、お父さんやお母さんは、子どもたちに自由な時間をたくさんつくってあげてください。

〈開館時間〉

午前9時から午後6時まで

(春・夏・冬休み期間は午前8時30分から午後6時まで)

※阿寒湖温泉子供交流館は午前10時から午後5時まで

〈休館日〉

日曜日・祝日・年末年始

市内の児童館・児童センター等一覧

児童館・センター名	住所	電話番号
白樺児童館	白樺台3-5-39	91-7705
桜ヶ岡児童センター	桜ヶ岡5-5-1	91-9511
望洋児童センター	春採4-10-16	41-5989
米町児童センター	知人町4-37	41-2426
鶴ヶ岱児童センター	鶴ヶ岱1-9-7	41-1433
緑ヶ岡児童センター (緑ヶ岡・貝塚ふれあいセンター内)	貝塚1-7-15	41-7693
武佐児童センター	武佐2-27-16	47-3232
第2武佐児童センター	武佐3-47-33	46-6390
とんけし児童センター	寿1-2-27	22-1992
松浦児童センター (共栄ふれあいセンター内)	双葉町4-38	23-9657
光陽児童館	光陽町16-3	25-7748
美原児童センター	美原4-5-33	36-5986
芦野児童センター	芦野3-29-5	37-5735
治水児童館	治水町3-4	24-6396
春日児童館	春日町9-16	23-8168
愛国児童センター	愛国西3-24-8	36-0353
昭和児童センター	昭和町3-2-1	53-0548
鳥取西児童センター	鳥取北8-3-2	51-9495
鶴野児童センター	星が浦北3-1-30	53-1127
大楽毛児童センター	大楽毛4-12-15	57-5596
昭和中央児童センター	昭和中央4-7-1	55-2221
阿寒湖温泉子供交流館	阿寒町阿寒湖温泉5-5-7	67-2070

9. 放課後児童クラブについて

釧路市では、21カ所全ての児童館・児童センターで放課後児童クラブを開設しています。

また、児童館以外では、阿寒小学校内と、新陽小学校内に開設しています。クラブでは、お父さんやお母さんが働いていて昼間家にいない家庭の小学校1年から6年生のお子さんを登録しています。

子どもたちは、毎日、学校から「ただいま」といって帰ってきて、いろんな遊びやクラブ活動をしながら楽しく生活しています。また、お父さん・お母さんでつくっている父母会では、親子で楽しめる行事もしています。

児童館以外の放課後児童クラブ

- 阿寒放課後児童クラブ
阿寒町富士見1-17-1 (阿寒小学校内) ☎ 66-1188
- 新陽放課後児童クラブ
新富士町4-6-8 (新陽小学校内) ☎ 51-5101

放課後等子ども広場

- 音別町放課後子ども広場
音別町中園2-165 ☎ 01547-6-2110

1. 就労支援事業

ひとり親家庭自立支援給付金

(1) 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父を対象に、就業のために技術を身につけることや積極的な能力開発への取り組みを支援し、自立の促進を目的とした給付金です。

■対象者（次のすべての要件を満たすこと）

1. 児童扶養手当の支給を受けている又は、同等の所得水準にあること。
2. 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方であること。
3. 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと。

■対象講座

1. 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
2. 国が別に指定する講座

■支給額

受講のために本人が支払った費用の60%に相当する額を支給します。ただし、上限を20万円とし、1万2千円を超えない場合は支給されません。

※雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格がある方はその差額分が支給額となります。

◆対象講座事前相談

自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする場合、事前相談・計画の作成が必要です。

◆受講対象講座指定申請

訓練給付金を受けようとする時は、「受講対象講座指定申請書」を受講開始日前に提出する必要があります。

(2) 高等職業訓練促進給付金

専門的な資格の取得を容易にするため、母子家庭の母又は父子家庭の父が6か月以上の養成機関（通信制においては、受講状況が確認できる場合に限る）で修業する場合に、一定期間、訓練促進給付金を支給するとともに修了支援給付金を支給し、生活費の負担を軽減します。

■対象者（次のすべての要件を満たすこと）

1. 児童扶養手当の支給を受けている又は、同等の所得水準にあること。
2. 6か月以上の養成機関において一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方であること。
3. 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方であること。

■対象資格

看護師・介護福祉士・保育士・理美容師・栄養士など

■支給額（課税世帯の場合は支給額が変わります。）

- ◆訓練促進給付金 月額10万円
※最後の12か月は4万円加算
- ◆修了支援給付金 5万円

■支給期間

1. 訓練促進給付金の支給対象となる期間は、修業する期間に相当する期間（上限4年）とします。
2. 訓練促進給付金の支給については、月を単位として支給します。（支給対象期間の申請のあった日の属する月以降の各月において支給）
3. 修了支援給付金の支給は、修了日を経過した日以降に支給します。

◆事前相談

高等職業訓練促進給付金の支給を受けようとする場合、事前相談が必要です。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び子が、より条件の良い職に就くために、高卒認定試験の合格を目指す場合、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るため、本人が支払った受講費用の一部を支給します。

■対象者（次のすべての要件を満たすこと）

1. 児童扶養手当の支給を受けている又は、同等の所得水準にあること。
2. 高等学校等を卒業していないこと。
3. 事前に母子・父子自立支援員に相談があった方であること。
4. 過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付金を受給していないこと。

■対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象となりません。

■支給額（通信制の場合）

①受講開始時給付金

受講費用の40%相当額（上限10万円。4千円を超えない場合は支給されません。）

②受講修了時給付金

受講費用の10%相当額（①と合わせて上限12万5千円。）

③合格時給付金

受講費用の10%相当額（①、②と合わせて上限15万円）

※通学又は通学及び通信併用の場合は、支給限度額が異なります。

2. 就労支援活動

ひとり親家庭のお父さん、お母さんの自立促進のため、その方にあった就労支援を行っています。お気軽にご相談ください。

就労サポート支援事業

市内各事業担当者から、会社概要、業務内容について直接話を聞き、より自分に合った仕事を見つけ出すため、企業説明会事業等のご案内をしています。育児と両立できるか心配…。企業のホンネを聞き出すチャンスです。

☎ 手続・相談窓口 ☎

●こども支援課

☎31-4204

3. 就労をめざして

あいさつは明るく元気な声で。

生き生きした表情・礼儀正しさを

80%は決まります。

さあ、面接です 第一印象が大事です

髪・爪をきちんと
手入れし、清潔に
(カラーにも注意)

ナチュラルメイクで
派手なアクセサリーは
つけない

携帯電話の電源は
必ず切ってから

原色の服はさけ、
仕事にあった清潔な
ものを着用しましょう
(露出の多い服は
さけましょう)

ジーンズ・ジャージは
さけましょう

厚底、ミュール、
サンダルはさけましょう
(服装にあったもの)



4. 就労などの相談機関

福祉人材バンク

福祉の職場で自分の力を生かしたいと考えている方なら、どなたでもご利用できる福祉に特化した無料職業紹介・就職相談窓口です。経験のない方や資格を取りたい方などのご相談にも応じています。

☎ 問合せ先 ☎

社会福祉法人釧路市社会福祉協議会
釧路市福祉人材バンク 無料職業紹介所
旭町12-3 釧路市総合福祉センター1階
☎24-1686

釧路母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の社会的自立を支援するため、福祉・求人情報の提供や、生活全般にわたる相談に応じています。

◆主要実施事業

- ・無料法律相談
- ・就業支援セミナー
- ・パソコン講習会
- ・生活支援セミナー 等

☎ 問合せ先 ☎

社会福祉法人釧路まりも学園
釧路母子家庭等就業・自立支援センター
無料職業紹介所
旭町16-5
こども家庭サポートステーションあさひ
☎22-2401

ハローワークくしろ (釧路公共職業安定所)

ハローワークに行ってみませんか

- * 仕事を探したいのですが…
- * お仕事に関する相談がしたいのですが…
- * 応募したい求人があるのですが…
- * 技能を身につけたい

☆公共職業訓練については職業訓練の窓口で相談しましょう
 ☆教育訓練給付制度については2階の8番窓口で相談しましょう

受給資格を有していない方は、「市役所 こども支援課」にご相談ください

ハローワークに行けない方は…



☆ハローワークインターネットサービス
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp>

子育て中の就職活動は大変…
 だけど、今すぐ働きたい!という方のために

マザーズコーナーは 家庭と仕事の両立をサポートします!

子育てしながら働きたい方を広くサポートします

- * 家庭・育児を両立させながら働きたい。
- * 自分の能力を十分に発揮できる企業に就職したい。
- * 在職中だけど、これから結婚～出産～育児を考えると転職したい。

担当制による個別の就職支援を行います

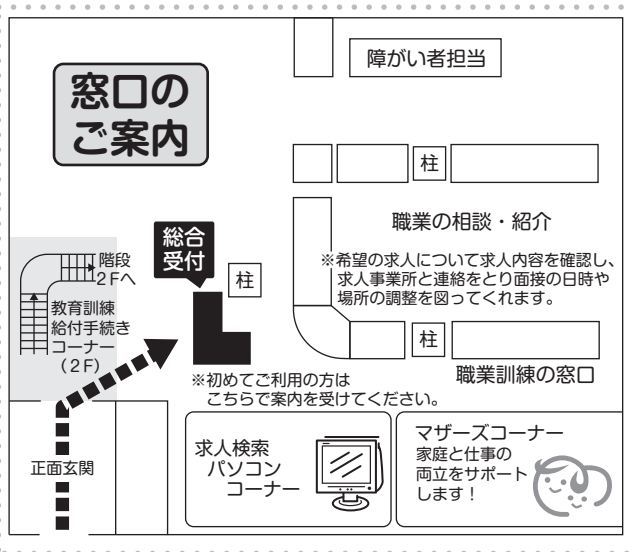
- * 仕事と育児の両立を希望する方にじっくりときめ細やかな相談をします。
- * 履歴書・職務経歴書の添削、面接のトレーニングもを行います。
- * 予約相談なので、待ち時間も解消されます。
- * 面接の受け方や応募書類の書き方に関するセミナーを開催しています。

お子様連れでも安心です!

- * お子様連れでも安心して職業相談などに集中できるように、絵本などを用意したキッズルームを設置しています。



- * 身近な保育施設などのサポート情報を提供します。



〒085-0832 富士見3-2-3 ☎41-1201
 ☎ご利用時間 ☎
 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)

ハローワーク釧路ホームページ

ハローワーク釧路

検索



児童扶養手当受給者のみなさまへ

就労自立促進事業の担当窓口をご利用ください。みなさまの状況に応じた就職支援を行い、求人情報・再就職に役立つ様々な情報等も提供します。

ハローワークに来所の際は、総合案内に就労自立支援窓口での相談希望とお伝えください。

※就労自立促進事業とは、ハローワークの担当者が、マンツーマンでみなさまの就職活動を支援する制度です。対象となる方は、生活保護、児童扶養手当、住宅支援給付を受給している方、住居や生活に困窮されている方などであって、早期に就職したいという方です。

●求職活動の流れ

ハローワークでは再就職に関する各種相談を受け付けているほか、再就職への各ステップに応じたサポートを用意しております。(ここの記載はその一例です。)

スタート 自分を登録 (求職申し込み)

みなさんが就職するまで、ハローワークがお手伝いします。あなたの求職活動に必要な情報を登録していただきます。

ご自宅のパソコン、タブレット、スマートフォンから登録する方法と、ハローワークに來所し登録する方法があります。

ステップ 1

自分を理解し、希望職種を決める

今までの仕事の経験、社会生活を振り返る。自分の適性、長所・短所、アピールポイントを考える。
やりたいこと、興味、できることの検討。職種別の求人・求職、賃金等の状況を調べる。これらをもとに、希望職種や条件をおおまかに仮決定します。ポイント～優先順位をつけましょう。

ステップ 2

仕事を探す

希望条件に合う求人を求人検索パソコンコーナーで検索できます。
求人票を印刷して求人条件を確認することができます。

ステップ 3

応募の準備をする

応募準備の開始です。
求人に応募するには、履歴書・職務経歴書・面接が必要となりますので基本知識をしっかりと身につけて挑みましょう。

ステップ 4

応募する

応募先が決まりましたら、求人条件に合わせた履歴書等の必要書類を用意します。
求人票の再確認や、事前に事業所情報を収集するなど、求人企業をよく把握して面接に備えましょう。

就職

就職が決まった時は、採用条件等を書面(雇用契約書または雇入れ通知書)で確認しましょう。

ハローワークプラザくしろ



相談や紹介を

就職の相談や紹介をお受けします。

※求人検索パソコンの操作が出来ない方は係員がご案内します。

近郊情報も

釧路市内はもちろん、近郊の求人情報も取り揃えています。「ハローワークくしろ」と同じ求人がご覧になれます。



ネットで全国情報

インターネットで日本全国の求人情報を検索できます。
パソコンの操作が出来ない方は係員がご案内します。

〒085-0016 錦町2-4
フィッシャーマンズワープMOO 2階
TEL.23-8609

ご利用時間 / 10:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

【ハローワークプラザくしろ】にお車で越しの際「MOOの駐車場」「河畔駐車場」「錦町駐車場」をご利用の場合、駐車券を窓口にお持ちいただくと90分に限り無料となります。



1. 公営住宅の入居

(1)市営住宅

●【募集】

定期募集年2回
(6月・11月、状況によって随時募集することがあります。)

小学校就学前のお子さんがある世帯向け住宅を定期募集の際、別枠で募集することがあります。

●【募集方法】

広報「くしろ」や釧路市のホームページに掲載しています。

●【入居資格】

①入居しようとする世帯総収入が釧路市で定める基準額以内であること。

②釧路市に住所のある方、又は勤務先が釧路市である方。釧路市への定住を希望してる方。

③市税等を滞納していない方

④住宅に困窮していること(持ち家のない方)
※その他いくつかの規定があります

●【申込時必要書類など】

①収入に関する証明
(源泉徴収票、給与支払明細書、年金支払通知書など)

②その他(障がい者手帳など、その人により異なる証明が必要になる場合があります)

☎ 手続・相談窓口 ☎

- 一般財団法人釧路市住宅公社 ☎31-4563
- 阿寒建設課 ☎64-6191
- 音別建設課 ☎01547-6-2231

(2)道営住宅

●【募集】

定期募集年4回(5月・8月・10月・2月)
随時募集はしていません。

●【募集方法】

広報「くしろ」や釧路市住宅公社のホームページに掲載しています。

●【入居資格】

①入居しようとする世帯総収入額が、北海道で定める基準の範囲内であること。

②現に同居し、又は同居しようとする親族があること

③住宅に困窮していること(持ち家のない方)

※その他いくつかの規定があります

●【申込時必要書類など】

①北海道営住宅入居申込書
(電子申請可。募集実施時に配布)

②北海道営住宅抽選カード他
(※お持ちの方のみ)

●【入居資格審査】

抽選の結果当選した方は、資格審査のための証明書等が必要になります。

☎ 手続・相談窓口 ☎

- 一般財団法人釧路市住宅公社 ☎31-4563
<http://www.kushiro-jk.or.jp/>

1. こどもの健康・育児

妊娠・出産・育児の時期は、家族にとってもお子さんにとっても大切なときですが、それだけに悩みや不安も多いときです。

安心して子どもを産み、ゆとりをもって子育てをし、家族みんなが健康で豊かな生活を送ることができるようにいろいろな事業を行っています。

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、伴走型の相談支援と妊婦のための支援給付による経済的支援を組み合わせ実施します。

【対象】 釧路市に妊娠届出を行った妊婦の方

※妊娠届出を行っていない方でも対象となる場合があります。

新生児聴覚スクリーニング検査

難聴の早期発見のために、新生児聴覚スクリーニング検査費用の一部を助成しています。

乳幼児健康診査

(1) 4か月児健康診査

おおむね生後4か月～5か月のお子さんが対象です。

日程は個別にご案内します。

内容：身体計測・小児科診察・発達の確認・育児相談・栄養相談

(2) 9～10か月児健康診査

市内医療機関に委託。阿寒・音別は集団健診で行います。

(3) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月～1歳11か月のお子さんが対象です。

日程は個別にご案内します。

内容：身体計測・小児科診察・歯科健診・発達の確認・育児相談・栄養相談

(4) 3歳児健康診査

3歳～3歳11か月のお子さんが対象です。日程は個別にご案内します。

内容：身体計測・小児科診察・尿検査・目の屈折検査・歯科健診・発達の確認・育児相談・栄養相談

予防接種

お母さんから赤ちゃんにプレゼントされた病気に対する抵抗力（免疫）は、病気の種類によっては生後

3か月頃から自然に失われていきます。この時期をすぎると赤ちゃん自身で免疫を作ることができますが、これに役立つのが予防接種です。忘れずに受けましょう。

下記の「種類及び対象者」の詳細は「予防接種のしおり」（出生届時に配布）や釧路市ホームページ等に掲載しています。詳しくはお問い合わせください。

●種類及び対象者●

●下記の表は予防接種法などの改正により変更する場合があります。 令和8年4月1日現在

種類	対象者
BCG	生後1歳未満
五種混合 (百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ・ヒブ)	[第1期初回] 生後2か月～7歳6か月未満
	[第1期追加] 生後2か月～7歳6か月未満
麻しん・風しん混合	[第1期] 生後12か月～24か月未満
	[第2期] 5歳以上7歳未満であって、小学校就学前1年間（入学する年の3月31日まで）
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	[第2期] 11歳以上13歳未満
ヒブ (Hib)	[初回] 生後2か月～5歳未満
	[追加] 生後2か月～5歳未満
肺炎球菌 (小児用)	[初回] 生後2か月～5歳未満
	[追加] 生後2か月～5歳未満
水痘	生後12か月～36か月未満
日本脳炎 (20歳未満の方は特例措置の対象となる場合がありますので、市健康推進課へお問合せください。)	[第1期初回] 生後6か月～7歳6か月未満
	[第1期追加] 生後6か月～7歳6か月未満
	[第2期] 9歳～13歳未満
B型肝炎	生後1歳未満
ロタウイルス	[ロタリックス] 出生6週0日後から24週0日後まで
	[ロタテック] 出生6週0日後から32週0日後まで
子宮頸がん予防ワクチン	小学6年生～高校1年生相当年齢の女子
RSウイルス母子免疫ワクチン	妊娠28週0日から36週6日までの妊婦の方
【実施方法など (料金無料)】 予防接種はすべて個別接種です。医療機関により実施曜日・時間など異なりますので、詳細は予防接種のしおりや、釧路市ホームページでご確認いただくか、市健康推進課へお問い合わせください。	

産後ケア事業

お母さんとお子さんが医療機関・助産院に宿泊することで休養をとり、心身のケアや育児のサポートなどの支援が受けられます（自己負担があります）。

【対象】 → 産後1年未満のお母さんとお子さん

妊産婦安心出産支援事業

阿寒・音別地区に居住する妊産婦や、釧路市の居住地にかかわらず里帰り先から産科医療機関が遠い方（距離が25km以上の方）の健康診査および出産準備に係る交通費・宿泊費の一部を助成します。

電話相談・来所相談

育児に関することや、発育・発達に関すること、離乳食や食事に関する相談に応じます。

【対象】 → 妊産婦、乳幼児・児童とその家族

家庭訪問

生活の場であるご家庭にうかがい、成長・発達、栄養（離乳食や食事）、生活環境、疾病予防、育児不安等子育てに関することやご家族の健康の相談に応じます。

市保健師や訪問指導員（助産師等）がうかがいます。

- 赤ちゃん訪問
- 妊産婦、乳幼児とその家族を対象とした訪問

お問い合わせ

- 健康推進課 ☎31-4524・4525
- 阿寒町行政センター 保健福祉課 ☎66-2120
- 音別町福祉保健センター 保健福祉課 ☎01547-9-5252

2. お父さん・お母さんの健康

●お父さん・お母さんの健康チェック（職域等で受ける機会のない方を対象にしています）

検診の種類	対象年齢	備考	
各種がん検診	胃がん・肺がん・大腸がん	40歳以上	1年に1回受診できます
	乳がん	40歳以上で偶数年齢の女性	偶数年齢時に1回受診できます
	子宮頸がん	20歳以上で偶数年齢の女性	
総合がん検診	40歳・50歳・60歳・70歳	対象の方には個別に受診券を送付します	
歯周病検診	20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳		
肝炎ウイルス検診	40歳以上	今まで受けていない方のみ	
若者健診（生活習慣病予防健診）	18～39歳	健診を受ける機会のない方、職場の健診で血液検査のない方（1年に1回受診できます）	

手続・相談窓口

- 健康推進課 ☎31-4524
- 阿寒町行政センター 保健福祉課 ☎66-2120
- 音別町福祉保健センター 保健福祉課 ☎01547-9-5252

3. こころの健康

●こころの健康相談

種類	開催日	内容	申し込み課・係
こころの健康相談	①保健師による相談 （電話・来所） ・月～金曜日（祝日は除く） 9：00～17：00 ②精神科医による面接相談 ・月1回 14：00～17：00 ※予約制です。事前に電話 でご相談ください	こころの健康に関わる相談に精神科医又は保健師が対応します。 （相談例） ①こころの病気の疑い ②病気への関わり方 ③統合失調症やうつ病等 ④アルコールや薬物、ギャンブルなどの依存等 ⑤高次脳機能障害等	釧路保健所 健康推進課健康支援係 城山2-4-22 ☎65-5825

4. 救急医療について

●夜間や休日に急病やけがをしたとき

- 救急医療情報案内センター ☎ 0120-20-8699 ♣携帯電話からは 011-221-8699
- 北海道救急医療・広域災害情報システム <https://www.qq.pref.hokkaido.jp>

*24時間体制でその日の当番病院をお知らせしています。

●小児救急電話相談（北海道が実施）

休日・夜間の急なこどもの病気やけがにどう対処したらよいか、病院の診療を受けた方がいいのかなど判断に迷った時に、小児科医師、看護師への電話による相談ができます。

●受付時間～毎日午後7時～午前8時まで

*短縮ダイヤル【#8000】または【011-232-1599】（いーこきゅうきゅう）

*短縮ダイヤル【#8000】は、ご家庭のプッシュ回線及び携帯電話から利用できます。（IP電話またはひかり電話からはつながりません。）

●総合病院・小児科医院一覧表（釧路市医師会ホームページより、順不同）

病院名	住所	電話番号
釧路労災病院	中園町13-23	22-7191
釧路赤十字病院	新栄町21-14	22-7171
市立釧路総合病院	春湖台1-12	41-6121
さくま小児科	貝塚2-6-32	43-4177
シロアムこどもクリニック	鶴ヶ岱2-2-10	41-5385
中沢医院	鳥取大通5-8-11	51-1001
堀口クリニック	鳥取大通3-11-8	51-3827
おひさまクリニック	釧路町桂木2-4-4	38-0005
緑ヶ岡クリニック	緑ヶ岡6-16-19	47-3636
阿寒診療所	阿寒町中央1-7-8	66-3031
音別診療所	音別町中園2-97-1	01547-6-2150
遠矢クリニック	釧路町河畔7-51-1	40-5111

※医師によってはお子さんの年齢、月齢によって診察できない場合もあります。ご確認ください。

5. 医療費等の助成

●入院助産制度

経済的理由により、出産費用を支払うことが困難な妊産婦に対し、指定された助産施設で入院出産した場合に、出産費用を助成します。

【対象となる方】

- ① 市民税が非課税世帯（世帯全員）、生活保護受給世帯の方
 - ② 世帯全部の市町村民税所得割の合計額が19,000円以下の方で、出産育児一時金が488,000円未満の方
- *助産施設は、市立釧路総合病院及び釧路赤十字病院に設置されています。
*出産予定日の30日前までに申請が必要です。
*世帯状況により自己負担があります。詳しくはお問い合わせください。

☎ 手続・相談窓口 ☎

- こども支援課..... ☎31-4204
- 阿寒町行政センター 保健福祉課..... ☎66-2120
- 音別町福祉保健センター 保健福祉課..... ☎01547-9-5151

●ひとり親家庭等医療費助成制度

【対象となる方】

釧路市に居住し、健康保険に加入している、次のいずれかに該当する母子・父子家庭等の方です。なお、生計を維持する方等の所得制限があります。

- (1) 18歳未満の子を扶養または監護している母子または父子家庭の母・父と子
- (2) 18歳以上20歳未満の子を扶養している母子または父子家庭の母・父と子
- (3) 両親の死亡または行方不明等により、現に他の家庭において扶養されている18歳未満の子
- (4) 配偶者に重度の障がいがある母または父と子

※事実婚の方、生活保護を受けている方、児童福祉施設等に入所されている方、子を里親等に委ねられている方、重度心身障がい者医療費助成を受けている方は除きます。

※注1：18歳未満とは、18歳に達した年度の末日までのことをいいます。ただし、それ以降引き続き特別支援学校の高等部（専攻科を除く）に在学する期間（20歳に達した日の属する月の末日まで）を含みます。

※注2：18歳以上20歳未満とは、18歳に達した年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までをいいます。

【助成内容】

母または父については、入院医療費のみを助成、子は入院及び通院医療費を助成

受給対象者		入院区分	自己負担額	自己負担限度額
非課税世帯者	全年齢	入院・通院 (親は入院のみ)	なし	—
課税世帯者	0歳～ 18歳の年度末まで	入院・通院	なし	—
	18歳から20歳未満	入院・通院	総医療費の1割	入院：月額57,600円 (多数該当44,400円) 通院：月額18,000円 (年額上限144,000円)
	親	入院		

【申請手続に必要なもの】

- (1) ひとり親家庭等であることを証明するもの(戸籍謄本等)
- (2) 健康保険の加入を証する書類等
- (3) 転入者等については、課税権のある市区町村から発行された所得を証する書類が必要となる場合があります。
- (4) その他必要に応じて、在学証明書、民生委員の証明書等の提出を求めることがあります。

●子ども医療費助成制度

【対象となる方】

釧路市に居住し、健康保険に加入している、18歳未満の方（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方）です。なお、所得制限はありません。

※生活保護を受けている方、児童福祉施設に入所されている方、子を里親等に委ねられている方、重度心身障がい者医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成を受けている方は除きます。

【助成内容】

受給対象者：0歳～18歳の年度末まで
入院・通院ともに対象。自己負担額なし。

【申請手続に必要なもの】

- (1) 母子健康手帳（出生時のみ）
- (2) 健康保険の加入を証する書類等
- (3) 転入者等については、課税権のある市区町村から発行された所得を証する書類が必要となる場合があります。

●重度心身障がい者医療費助成制度

【対象となる方】

釧路市に居住し、健康保険に加入している、次のいずれかに該当する方です。なお、受給者を含み、生計を維持する方等の所得制限があります。

- (1)身体障害者手帳の1級・2級及び3級の一部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障がい）の交付を受けている方。（入院及び通院医療費を助成）
 - (2)知的障がいのある方で、
 - ①児童相談所、知的障害者更生相談所から「重度」の判定を受けた方、または(A)判定の療育手帳をお持ちの方（入院及び通院医療費を助成）
 - ②知能指数がおおむね35以下（身体障害者手帳3級の交付を受けている方はおおむね50以下）で所定の認定診断書に「重度」と診断を受けた方（入院及び通院医療費を助成）
 - (3)精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方。（通院医療費のみ助成）
- ※生活保護を受けている方、児童福祉施設に入所されている方は除きます。

【助成内容】

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、入院医療は助成対象外

受給対象者		入通院区分	自己負担額	自己負担限度額
非課税世帯者	全年齢	入院・通院	なし	—
課税世帯者	0歳～ 18歳の年度末まで	入院・通院	なし	—
	18歳以上	入院・通院	総医療費の1割	入院：月額57,600円 (多数該当44,400円) 通院：月額18,000円 (年額上限144,000円)

【申請手続に必要なもの】

- (1) 障がいの程度を証明するもの（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか）
- (2) 健康保険の加入を証する書類等
- (3) 特定疾病療養受療証（お持ちの方）
- (4) 転入者等については、課税権のある市区町村から発行された所得を証する書類が必要となる場合があります。

☎ 手続・相談窓口 ☎

- 医療年金課 医療給付係 ☎31-4526
- 阿寒町行政センター市民課 ☎66-2210
- 音別町行政センター市民課 ☎01547-6-2231

Ⅸ. こどもの教育・進学援助



1. 就学援助

経済的理由により就学が困難と認められる小、中、義務教育学校に通う児童生徒の保護者に対して学用品費、給食費、学校病（法律で定めている病気）の医療費、修学旅行費等を援助する制度です。

（ただし附属義務教育学校に在籍の場合は、給食費と学校病医療費が法令等により支給対象外です。）

【対象となる方】

- ①失業・病気・事故・災害などにより収入が減少し、経済的に困っている方
- ②その他、収入が少ないことにより経済的に困っている方
- ③最近、生活保護が廃止になり、経済的に困っている方
- ④現在生活保護を受けている方（修学旅行費と学校病医療費のみ支給対象）

【認定基準】

認定基準額は、家族構成や年齢によって異なります。

☎ 手続・相談窓口 ☎

●釧路市教育委員会	学校教育課	学校教育係	☎23-5186
●釧路市教育委員会	阿寒教育事務所	教育係	☎64-6193
●釧路市教育委員会	音別教育事務所	教育係	☎01547-6-2034

2. 修学支援新制度（授業料等の減免・給付型奨学金）

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に、

- ①授業料・入学金の免除／減額、②給付型奨学金を支給します。2024年度より、多子世帯や私立理工農系の学科等に通う学生の間層へ支援を拡大しました。また、2025年度から、多子世帯の学生等に対し所得制限なく、国が定める一定額まで、大学等の授業料・入学金の減免を行っております。

【対象となる方】

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生。

※一定の要件を満たした大学・短期大学・高等専門学校（4・5年生）、専修学校（専門課程）に通う学生が対象です。制度の対象校になっているかどうかは文部科学省のホームページで確認できます。

【支援額の例】

■授業料等の減免額の例（住民税非課税世帯の場合）

国公立大学の場合 入学金：年額約28万円 授業料：年額約54万円

■給付型奨学金の支給額の例（住民税非課税世帯の場合）

国公立大学・自宅通学：月額29,200円 国公立大学・自宅外通学：月額66,700円

※住民税非課税世帯に準ずる世帯の場合は、上記の2／3あるいは1／3の金額が支援されます。また、多子世帯に属し、世帯収入が約600万円までの場合は、上記の1／4の金額が支援されます。貸与型奨学金との併用も可能ですが、第一種奨学金と併用する場合は第一種奨学金の貸与月額が調整されます。

【くわしい情報はこちら】

- ・高等教育の修学支援新制度

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>



- ・奨学金の制度（給付型）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>




3. 奨学金等貸付制度

高等学校、大学、大学院および専修学校（専門課程）の修学が経済的な理由で困難な方に貸付ける制度です。

※他の奨学金で、重複して受けることを認めていないものもありますので、ご確認ください。

奨学金等貸付制度



制度名等	対象	貸与金額 (円)		返済期間	条件	申込・問合先	申込時期等	備考
		第一種奨学金 (月額)	第二種奨学金 (月額)					
独立行政法人 日本学生支援機構	大学院	50,000~122,000	50,000~150,000	最長20年以内	収入制限有	https://www.shogakukin-support.jp/ 	予約採用は進学 の前年。在学採用 は春と秋(予定)。 家計の急変を事由 とした緊急応急採 用は随時。 特別増額は入学 時(編入学者は編 入学時)に限る。	第二種奨学金のうち私大 (医・歯・薬・獣医学部)と 法科大学院は増額可。海外 留学の予約奨学金あり。 ※貸与月額のうち第一種奨 学金は、国公立・私立およ び自宅・自宅外により異なる ます。なお、第二種奨学金は、 希望額を選択できます。 ・申込時の収入は、所得が 一定額以上の場合は、各区 分(第一種奨学金)。 ・高等専門学校の本科1~ 3年生は第二種奨学金の対 象外です。
	大学	20,000~64,000	20,000~120,000					
	短大・専修学校(専門課程)	20,000~60,000	20,000~120,000					
	高等専門学校	10,000~60,000	20,000~120,000					
		入学時特別増額貸与奨学金						
		100,000~500,000						
国の教育ローン	大学院・大学・短大	教育ローン		18年以内	収入制限有	日本政策金融公庫釧路支店 ☎43-3330 https://www.jfc.go.jp/ 教育ローンコールセンター ナビダイヤル ☎0570-002172 最寄りの金融機関	随時	大学院には、法科大学院な どを含む。海外校は3ヶ月 以上の留学に限る。職業能 力開発校などの教育施設も 融資対象となることがある。
	高等専門学校・高等学校	4,500,000以内						
	専修学校・予備校 特別支援学校の各高等部	P32、33の通り						
	外国の大学院・大学・短大	P32、33の通り						
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	大学院・大学・短大	就学支度資金		20年以内	母子家庭 父子家庭 寡婦家庭	釧路市役所 こども支援課 こども支援係 直通 ☎0154-31-4204 北海道釧路総合振興局 社会福祉課 子ども子育て支援係 直通 ☎0154-43-9257	随時 (就学支度資金は 入学式前まで)	他制度と併用する場合は 要相談。
	専修学校・専門学校	P32、33の通り						
	高等専門学校・高等学校	P32、33の通り						
	大学	就学支度費						
生活福祉資金 貸付制度	短期大学・専修学校専門課程	65,000以内	500,000以内	20年以内	低所得世帯	釧路市社会福祉協議会 ☎24-1742	随時	
	高等専門学校	60,000以内						
	高等学校	60,000以内						
	高等専門学校・専修学校高等課程	35,000以内						
釧路市奨学金	大学・短大	奨学金(月額)	奨学金(月額)	10年以内	連帯保証人 が釧路市民 である事	釧路市教育委員会 学校教育課学校教育係 ☎23-5186	1月中旬 ~2月中旬	・他制度と併用可 ・収入制限なし ・連帯保証人と保証人各 1人必要
	専修学校	30,000						
	高等専門学校	15,000						
	高等学校	12,000						
公益財団法人 北海道高等学校 奨学会奨学金	国公立高等学校	奨学金(月額)	入学資金	12年以内 (定時制・通信制 は卒業すると 免除)	収入制限有	公益財団法人 北海道高等学校奨学会 ☎011-222-6166	各中学校で申込。 高校入学後は各 高校の担当窓口へ 申込。	他制度併用不可
	私立高等学校	10,000~25,000						
	公立高等学校	10,000~35,000						
	私立高等学校	200,000以内						
公立高等学校等 生徒奨学金	公立高等学校	奨学金(月額)	奨学金(月額)	20年以内	病気・災害 遺児等	あしなが育英会 ☎03-3221-0888 http://www.ashinaga.org/	予約募集と在学 募集があり、学 校区分により募 集時期が異なる。	日本の高等学校以上に相当 する正統の学校・コースへ 留学する場合は貸与できる ケースがある。
	大学	80,000						
	大学・短大	40,000~50,000						
	専修学校専門課程・各種学校	40,000						
あしなが育英会 奨学金 (病気・災害遺児等)	高等学校	奨学金(月額)	奨学金(月額)	20年以内	交通遺児等	公益財団法人 交通遺児育英会 ☎03-3556-0773 フリーダイヤル 0120-521-286 http://www.kotsujii.com	予算募集と在学 募集があり、学 校区分により募 集時期が異なる。	他の奨学金貸付を受けてい ない生徒が対象
	専修学校	30,000						
	高等専門学校	30,000						
	私立高等学校	300,000						
公益財団法人 交通遺児育英会 奨学金	大学院	奨学金(月額)	奨学金(月額)	10年~65歳に 達する月迄	交通遺児等	社団法人 北海道交通安全推進委員会 ☎011-221-6666	随時	
	大学・短大	50,000~100,000						
	専修学校専門課程・各種学校	40,000~60,000						
	高等学校(1,2,3年)	40,000~60,000						
交通遺児等奨学金	専修学校高等課程	20,000~40,000	普通奨学金(月額)	10,000~40,000				
	中学校・高等学校	20,000~40,000						
	専修学校	20,000~40,000						
	普通奨学金(月額)	100,000~250,000						

X. 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金



母子・父子・寡婦の経済的自立を助け、扶養している児童（子）の福祉を増進することを目的として、無利子または低利子で貸付します。

母子とは…配偶者のない女子で現に児童を扶養しており、婚姻していない者

父子とは…配偶者のない男子で現に児童を扶養しており、婚姻していない者

寡婦とは…配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことがある者

児童とは…20歳未満の者

※配偶者とは、婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます

1. 資金の種類・貸付限度額等 ※下記内容は変更になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付の概要

(令和7年4月1日現在)

貸付対象	目的	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還	利率	
事業開始金	ひとり親家庭の父・母・寡婦	事業を開始するのに必要な設備・什器・機械等の購入資金	3,580,000円		1年	7年以内	年1.0% (保証人有 →無利子)
継続資金	ひとり親家庭の父・母・寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品・材料等を購入する運転資金	1,790,000円		6ヶ月	7年以内	年1.0% (保証人有 →無利子)
修学資金	ひとり親家庭の子・寡婦の子・父母のいない児童	高等学校・大学・高等専門学校・専修学校・大学院に就学させるための授業料・書籍代・交通費等に必要資金	詳細は別表第1参照	修学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 ※専修(一般) 5年以内	無利子
習得資金	ひとり親家庭の父・母・寡婦	自ら事業を開始または会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 一括 (12か月分相当) 816,000円 (運転免許) 460,000円	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	年1.0% (保証人有 →無利子)
修業資金	ひとり親家庭の子・寡婦の子・父母のいない児童	事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 (運転免許) 460,000円				無利子
就労資金	ひとり親家庭の父・母・子・寡婦・父母のいない児童	就職するために直接必要な被服等を購入する資金	110,000円 通勤自動車を購入する場合 340,000円		1年	6年以内	年1.0% (保証人有 →無利子)
医療介護資金	ひとり親家庭の父・母・子・寡婦	医療・介護を受けるために必要な資金(当該医療・介護を受ける期間が1年以内の場合に限る) ※子は医療のみ	[医療] 340,000円 [特別(非課税)] 480,000円 [介護] 500,000円		医療介護満了後6ヶ月	5年以内	年1.0% (保証人有 →無利子)
生活資金	ひとり親家庭の父・母・寡婦	①知識技能を習得している間(5年以内) ②医療若しくは介護を受けている間(1年以内) ③ひとり親家庭となって7年未満の方の生活安定資金※養育費取得裁判費用(一般分の12か月相当) ④失業期間中(離職の日から1年を超えない期間)	①月額 141,000円 ②～④ 月額 114,000円 ③* 一括1,368,000円		貸付期間満了後6ヶ月	①20年以内 ②5年以内 ③8年以内 ④5年以内	年1.0% (保証人有 →無利子)
住宅資金	ひとり親家庭の父・母・寡婦	自家を建設・購入・補修・保全・改築・増築するのに必要な資金	①補修・保全の通常の場合 1,500,000円 ②住宅新規取得、災害特例等 2,000,000円		6ヶ月	①6年以内 ②7年以内	年1.0% (保証人有 →無利子)
転宅資金	ひとり親家庭の父・母・寡婦	住宅を転居するため、住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	年1.0% (保証人有 →無利子)
就学資金	ひとり親家庭の子・寡婦の子・父母のいない児童	就学・就業するために必要な入学金・制服等の購入に必要な資金	詳細は別表第2参照	入学時のみ	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内(専修一般・修業施設等は5年以内)	無利子
結婚資金	ひとり親家庭の父・母・寡婦	母が扶養している子の結婚に必要な資金	330,000円		6ヶ月	5年以内	年1.0% (保証人有 →無利子)

修学資金貸付限度額（月額）一覽表

単位：円（令和 7 年 4 月 1 日現在）

学校種別		通学区分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高等学校・専修学校（高等課程）	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校（専門課程）	国公立	自宅	67,500	67,500	67,500		
		自宅外	78,000	78,000	78,000		
	私立	自宅	89,000	89,000	89,000		
		自宅外	126,500	126,500	126,500		
短期大学	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	96,500	96,500			
	私立	自宅	93,500	93,500			
		自宅外	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校（一般課程）			54,000	54,000			

就学支度資金限度額表

単位：円（令和7年4月1日現在）

区 分			現行限度額	
小 学 校			64,300	
中 学 校			81,000	
高 等 学 校	国公立	自 宅	150,000	
		自 宅 外	160,000	
	私立	自 宅	410,000	
		自 宅 外	420,000	
高 等 専 門	国公立	自 宅	420,000	
		自 宅 外	430,000	
	私立	自 宅	580,000	
		自 宅 外	590,000	
専 修 学 校	高等・ 一般	国公立	自 宅	150,000
		自 宅 外	160,000	
		私立	自 宅	410,000
		自 宅 外	420,000	
	専 門	国公立	自 宅	420,000
		自 宅 外	430,000	
		私立	自 宅	580,000
		自 宅 外	590,000	
短 大	国公立	自 宅	420,000	
		自 宅 外	430,000	
	私立	自 宅	580,000	
		自 宅 外	590,000	
大 学 ・ 大 学 院	国公立	自 宅	420,000	
		自 宅 外	430,000	
	私立	自 宅	580,000	
		自 宅 外	590,000	
修 業	中卒	自 宅	150,000	
		自 宅 外	160,000	
	高卒	自 宅	272,000	
		自 宅 外	282,000	



2. 保証人について

- ♣申請にあたり、原則として保証人1名が必要となります。
- ♣北海道内に住所があること、一定の収入（年金収入含む）があり、かつ、独立の生計を営んでいることなどが条件です。
- ♣保証能力についての審査を行います。償還期間から判断し、高齢の方は保証人となることができない場合があります。

3. 貸付申請について

市役所こども支援課窓口又は北海道釧路総合振興局社会福祉課子ども子育て支援係へ申請してください。（釧路総合振興局が審査、決定します。時間を要するため早めにご相談ください。）原則として既に支払った分の貸付はできません。また、他制度を併用する場合は必ずご相談ください。

【申請に必要なもの】

- ♣各資金貸付申請書
- ♣貸付を受けようとする者の戸籍謄本、印鑑登録証明書、所得を証する書類
- ♣配偶者のない女子又は男子であることを証する書類
- ♣保証人の所得を証する書類、印鑑登録証明書、住民票の写し（本籍を記載したもの）
- ♣その他、必要に応じ求める書類
（審査基準は、資金の種類により異なります）

4. 償還（返済）について

- ♣据置期間経過後、償還開始します。
- ♣償還方法は、月賦・半年賦・年賦から選択しますが、開始後に変更することもできます。また、いつでも繰上償還ができます。
- ♣月賦償還に限り、口座引落しが利用できます。
- ♣償還の期間は、貸付金の種類により異なります。

5. 届出が必要な場合

- ♣借受者が住所・氏名を変更したとき
 - ♣貸付期間に、借受者としての資格を失ったとき（再婚、死亡、退学、休学、転校など）
 - ♣保証人を変更するとき
 - ♣貸付を辞退するとき
- ※翌年度も継続して貸付を希望する場合は、別途申請が必要となります。

☞ 手続・相談窓口 ☞

- こども支援課 ☎31-4204
- 阿寒町行政センター 保健福祉課 ☎66-2120
- 音別町福祉保健センター 保健福祉課 ☎01547-9-5151

XI. その他

1. 優遇制度

○市・道民税の軽減

婚姻歴の有無にかかわらず、ひとり親家庭の方は、一般の基礎控除、扶養控除のほかに、ひとり親控除の適用を受けられる場合があります。

詳しい内容については下記相談窓口までお問い合わせください。

☞ 手続・相談窓口 ☞

- 市民税課 市民税係 ☎31-4514
- 阿寒町行政センター 市民課 ☎66-2210
- 音別町行政センター 市民課 ☎01547-6-2231

○JR通勤定期の割引

児童扶養手当を受けている母子家庭、父子家庭や生活保護を受けている方は、JR通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

☞ 問い合わせ・証明発行窓口 ☞

- こども支援課 ☎31-4540

○電話設置時の優遇措置

市民税非課税世帯の母子家庭が新たに電話を設置するときは、施設設置負担金の分割払い（1年12回以内）が認められます。

☞ 問い合わせ窓口 ☞ ●局番なしの「116」

○預貯金の利子非課税制度

児童扶養手当、遺族基礎年金などを受けている母子家庭や寡婦の方は、年金証書等を添えて銀行等で手続されますと元金350万円までの利子について、非課税となります。

☞ 問い合わせ窓口 ☞

- 各銀行の窓口
- 郵便局の窓口

編集：発行 釧路市子ども保健部 子ども支援課
〒085-8505 釧路市黒金町7-5
Tel (0154) 31-4204
発行年月日 令和8年4月1日

